

四日市市告示第421号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する第19条第1項の規定により、四日市都市計画地区計画の変更（下海老地区地区計画の決定）をしたいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法17条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、意見がある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに四日市市に意見書を提出することができる。

平成27年 10月20日

四日市市長 田中 俊行

1. 都市計画の種類及び名称

種類：四日市都市計画地区計画

名称：下海老地区地区計画

2. 都市計画を定めようとする土地の位置及び区域

位置：四日市市下海老町地内

区域：都市計画図書において表示する

3. 都市計画の案の縦覧場所

四日市市諏訪町1番5号

四日市市都市整備部都市計画課

四日市市赤水町957

四日市市市民文化部県地区市民センター

4. 縦覧期間

平成27年10月21日から平成27年11月5日まで

（土・日曜日及び祝日を除く）

（都市整備部都市計画課）